

令和元年度 事務事業評価シート(詳細) ※平成30年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	文化財保存事業費補助金事務			
担当部署	教育総務部	文化財保護課	事業コード	19
所属長	田中 敦子		事業区分	ソフト事業
予算事業名	文化財の維持・管理		新規・継続	継続
予算事業コード	会計	10	款	10
			項	06
			目	04
			事業開始年度	不明

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等(Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)	第3章	歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち	法令による実施義務	義務ではない
施策	15	文化財の保存・活用	根拠となる法令	なし
取組施策	1	文化財の保存と活用	その他実施根拠(条例、要綱等)	川越市文化財保護条例 川越市文化財保存事業費補助金 交付要綱
関連事業	なし			

2. 事業の目的と概要(Plan)

実施主体	補助金			
対象(誰・何を対象に)	市民(指定文化財所有者・管理者)			
目的(対象をどのようにしたいか)	指定文化財の修理等に対し助成を行い、文化財の保護に努める。			
事業の概要(活動内容、実施手段・方法など)	指定文化財の修理、指定文化財施設の防災設備保守点検、指定文化財の環境整備、無形民俗文化財の後継者育成に対する助成等を実施する。			

3. 前年度に立てた計画(Plan)

前年度に、所有者からの要望に基づき緊急性や必要性を考慮して決めた優先順位のもと、補助金の支出を行う。事業開始時などに、現場で進捗状況を確認する。事業終了後、実績報告書の提出を指導する。

4. 取組実績(Do)

団体・個人含め53件の補助金申請を受け、53件の補助を行った。
【内訳】 建造物の防災設備保守点検 10件
有形文化財の保存修理 14件
無形民俗文化財の後継者育成 17件
史跡・天然記念物の環境整備 10件
文化財保護団体育成 2件

5. 実施にかかるコスト(Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部		28年度	29年度	30年度	元年度(見込額)	備考
人件費	A	2,615	8,743	5,723	5,723	29年度と比較し、30年度の事業費において20%以上の増となったのは、国庫補助対象事業の事業費が高額になったためである。
	正規職員(1年間の従事人数)	0.35人	1.15人	0.75人	0.75人	
	臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
事業費	B	69,510	51,397	67,251	4,180	
	補助金	69,510	51,397	67,251	4,180	
総支出(A+B)		72,125	60,140	72,974	9,903	
(2) 収入の部						その他特定財源の300千円とは、無形民俗文化財の後継者育成・保存修理事業に対する、一般財団法人地域創造の「地域伝統芸能等保存事業に係る助成金」である。
国庫支出金		18,961	23,636	30,385	0	
県支出金		0	0	0	0	
地方債		0	0	0	0	
使用料・手数料		0	0	0	0	
その他特定財源		0	300	300	300	
一般財源		53,164	36,204	42,289	9,603	
総収入		72,125	60,140	72,974	9,903	

6. 指標による分析 (Check)

(1) 活動指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度(予定)	単位当たり費用 (下段は前年度)
補助金支出件数	件	45.0	45.0	53.0	45.0	1376.86
指標の定義・説明	補助を行った件数					1336.45
						#DIV/0!
指標の定義・説明						#DIV/0!

(2) 成果指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度目標値	将来目標値	単位当たり費用 (下段は前年度)
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!

7. 評価 (Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性	B	市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか
		文化財は国民共有財産であり本来国家が管理しなければならないが、実態は所有者個人に負担させている状況である。そのため、公的助成として市としても関与すべきである。保存すべき文化財は増加し、例えば建造物の雨漏りなど初期対応を誤ると被害拡大だけでなく、建物そのものを損傷させてしまうなど二次的被害を派生させる可能性が高いため、緊急性を伴う修繕等必要な文化財も増加している。
有効性	A	施策の目標の達成に貢献しているか
		補助金の交付が文化財の保存につながり、総合計画の取組施策に資する。
達成度	A	設定した活動・成果指標の目標を達成しているか
		当初計画していた件数を上回る、計53件の交付申請に対応した。
効率性	A	民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか
		市自らが、国・県と共に文化財保存修理の補助を行うべき事業であり、最小限の人数で行っている。専門的な知識を持った職員(学芸員)が、補助対象事業の必要性・内容、優先度等の精査を行っており、適正化は図られている。これ以上のコストを下げる余地はない。
総合評価	A	文化財保護の観点から、必要性及び緊急性の高い事業を精査し、優先順位を設け事業を行っている。次年度以降も補助対象者の要求を精査し、補助事業を行う。

8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など)(Action)

今後の方向性	継続
元年度	補助対象者の要望を、緊急性や必要性を考慮したうえで優先順位を設け、補助金の支出を行う。
2年度	補助対象者の要望を、緊急性や必要性を考慮したうえで優先順位を設け、補助金の支出を行う。

【参考】

(1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

県内市町村において概ね補助金交付を行っている(補助率は2/3~1/4)。本市含め県内20市の補助率は次のとおり(H27調査)。
 補助率2/3~1/2(2市):川越市、狭山市 補助率1/2(15市):飯能市、日高市、ほか13市 補助率1/3(1市):東松山市 補助率1/4(2市):所沢市、坂戸市(管理工事は1/6)

(2) これまでの見直しや改善等の経過

平成23年度に川越市歴史的風致維持向上計画の認定を受け、国交省の街なみ環境整備事業補助金を受けることが可能になり該当事業について補助率を設けた。結果、市・所有者とも従来より負担が軽減された。